

半田市少年愛護センター運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市少年愛護センター設置規則(昭和50年半田市規則第6号。以下「規則」という。)第7条の規定に基づき、半田市少年愛護センター(以下「愛護センター」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(少年補導員)

第2条 規則第4条第1号に定める少年補導員(以下「補導員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 各種関係団体から推せんのある者
- (3) 学識経験を有する者

2 補導員は、中学校区を単位として、その校区の実情に応じて選出するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合には、別に補導員を選任することができる。

4 補導員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠補導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補導員の職務)

第3条 補導員は、主に規則第6条第1号に定める業務を実施するものとし、班を編成して活動するものとする。

2 班長は、班員をとりまとめて円滑に業務を実施するため、予め巡回補導の計画を策定し、様式第1の巡回補導計画表を作成して愛護センター所長(以下「所長」という。)に提出するものとする。

3 班長は、巡回補導業務に従事したときは、直ちに様式第2の活動日報及び様式第3の補導票を作成して所長に提出するものとする。

4 補導員は、業務上知り得た秘密をもらしてはならない。

(補導員証)

第4条 補導員に対しては、その身分を証明する様式第4の補導員証を交付する。

2 補導員は、愛護センターの業務を行う場合には補導員証を携帯し、業務上必要なとき又は提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(少年指導員)

第5条 規則第4条第2号に定める少年指導員(以下「指導員」という。)は、次条の職務を行うのに適切な知識、経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(指導員の職務)

第6条 指導員は、主に規則第6条第1号及び第2号に定める業務を実施する。

- 2 指導員は、問題少年及び学校、職場、保護者等との連絡調整を図り、指導、相談業務に従事したときは、様式第3の補導票及び第5の業務日誌を作成して市長に提出するものとする。
- 3 指導員は、業務上知り得た秘密をもらしてはならない。

(関係記録)

第7条 愛護センターに次の各号に掲げる帳票等を備えるものとする。

- (1) 会議録
- (2) 巡回補導日報及び補導票
- (3) 業務日誌
- (4) 備品台帳
- (5) その他業務に必要な記録簿

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

(表)

様式第2(第3条関係)

活動日報

半田市少年愛護センター

地区 第 班

活動時間 午前・後 時 分 ~ 時 分

補導員 氏名									
活動場所									
区分	日時	場所			罪種	学識別	年齢	事後措置	
犯罪触法									
区分	行為	学識別	年齢	性別	現場 注意	補導票 作成	補導票作成後措置		
							連絡	不連絡	
く犯・ 不良行為									
立入 指導	興行場		ゲーム センター	ビデオ店	書店等	パチンコ 店等	その他	計	
	映画館	その他 興行場							
	件	件	件	件	件	件	件		

(裏)

有害環境発見	対象	興行場		図書	がん具類	広告物	その他	計	
		映画	その他						
発見数									
少年相談	相談内容	相談者					受理後の措置		
		保護者	教師	雇主	本人	その他	センター で処理	関係機関 へ引き継ぎ	継続補導
その他	補導活動中にお気づきの点がありましたらここへご記入願います。								

補 導 票

半田市少年愛護センター

地区第 班

性 別	男 ・ 女	歳	職業（学 生）	
日 時	年 月 日 午前・午後 時 分ごろ		場 所	
行 為	1 凶器所持	6 怠学	11 不純異性交遊	16 盛り場徘徊
	2 乱暴	7 怠業	12 飲酒	17 不健全娯楽
	3 けんか	8 物品持ち出し	13 喫煙	18 夜遊び
	4 たかり	9 金銭乱費	14 不良交友	19 薬物乱用
	5 家出	10 婦女誘惑 いたづら	15 不良団加盟	20 その他 ()
	21 その他 刑 罪 法 令 に 触 れ る 行 為 ()			
特 記 事 項				
補 導 理 由 共 同 行 為 者 参 考 事 項				
補導員氏名				

様式第4（第4条関係）

（表）

<p>補 導 員 証</p>
<p>（住所）</p>
<p>（氏名）</p>
<p>年 月 日生</p>
<p>上記の者は、半田市少年愛護センターの補導員であることを証する。</p>
<p>半 田 市 長 印</p>

（裏）

<p>1．本証は、補導業務に従事するときに、その身分を証明します。</p>
<p>2．本証は、補導業務に従事するとき以外には使用しないでください。</p>
<p>3．本証は、他人に貸したり、譲渡しないでください。</p>
<p>4．本証は、補導員でなくなったときは、すみやかに少年愛護センターに返納してください。</p>

様式第5（第6条関係）

業 務 日 誌

半田市少年愛護センター
年 月 日（ ）

区 分			業 務 内 容 等 (センターの処理状況)
時 間	場 所	そ の 他	
備 考 (参考事項)			